

厚木市包括連携協定に関するガイドライン

令和8年6月

厚 木 市

目次

1 目的	・・・・・・・・・・ 1
2 協定について	・・・・・・・・・・ 1
3 包括連携協定の締結要件	・・・・・・・・・・ 1
4 包括連携協定事業の要件	・・・・・・・・・・ 2
5 包括連携協定の流れ	・・・・・・・・・・ 3
6 包括連携協定の有効期間	・・・・・・・・・・ 3
7 包括連携協定の解除	・・・・・・・・・・ 3
附則	・・・・・・・・・・ 4

1 目的

このガイドラインは、市と企業等が締結する包括連携協定について、考え方、締結・解除の基準及び締結後の流れ等を定め、適切に運用することを目的とする。

2 協定について

(1) 包括連携協定

市の課題解決に向け、市と企業等が多岐にわたる分野において包括的に相互連携を行うための協定であり、原則として、企画政策課が所管する。

(2) 個別協定

市の課題解決に向け、具体的な事業を実施するために締結する協定であり、原則として、事業を担当する課（以下「担当課」という。）又は中心となる分野の担当課が所管する。

【参考：包括連携協定と個別協定の概要】

協定の種別	内容	所管課	要件
包括連携協定	多岐にわたる分野において包括的に相互連携を行うための協定	企画政策課 ※事業ごとの所管は担当課	本ガイドラインに記載
個別協定	個別の分野における相互連携を目的とした協定、又は複数分野にわたる協定であっても、企業等の活動の性質上、中心となる分野が明確である協定	担当課又は中心となる分野の担当課	所管課にて判断

3 包括連携協定の締結要件

包括連携協定の締結に当たっては、以下の全てを満たすことを要件とする。

- (1) 地域課題の解決や市民サービスの向上等を市との共通目標として捉え、その目標に向けて自らの資源を活用し、市と連携していく意欲があること
- (2) 次に掲げる要件を全て満たす企業等であること
 - ア 厚木市暴力団排除条例に定める暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる企業等でないこと
 - イ 神奈川県暴力団排除条例23条第1項又は第2項の規定に違反しない企業等であること
 - ウ 公租課税を滞納していない企業等であること
 - エ 本市から一般競争入札の参加資格を取り消されていない企業等であること
 - オ 厚木市工事請負契約に係る競争入札の参加停止及び指名停止等措置要綱に基づく停止期間中の企業等でないこと

カ 代表者及び役員に破産者及び拘禁刑以上の刑に処されている者がいる企業等でないこと

キ 会社更生法及び民事再生法等による手続き中である企業等でないこと

ク その他、包括連携協定の対象としてふさわしい企業等であること

(3) 以下の9分類のうち、原則、4分類以上の横断的な取組の実施（予定含む）があること。ただし、令和8年5月31日までに締結した包括連携協定については、この限りではない。

ア 子育て・教育の推進に関すること

イ 福祉・健康の増進に関すること

ウ 安心・安全の強化に関すること

エ 都市空間・移動環境の整備に関すること

オ 産業振興に関すること

カ 環境課題への対応に関すること

キ 文化・スポーツの振興に関すること

ク 市の魅力の創出もしくは発信に関すること

ケ その他、地域の活性化及び市民サービスに関すること

4 包括連携協定事業の要件

包括連携協定により行われる事業は、以下の全てを満たすことを要件とする。

(1) 市と企業等が、双方の資源やノウハウを有効活用することにより、市の様々な課題解決や市民サービスの向上を実現するものであること

(2) 無償での協力若しくは通常では得られない特定の付加価値（災害時の物資優先提供、専門技術の提供など）が付与されるものであること

(3) 企業等の営業、広告宣伝及び直接的な利益誘導を目的としないものであること

(4) 市が通常行う契約事務の枠組みには当たらない、官民連携による新たな価値創造を目指すものであること

(5) 法令等に違反しないものであること

(6) 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること

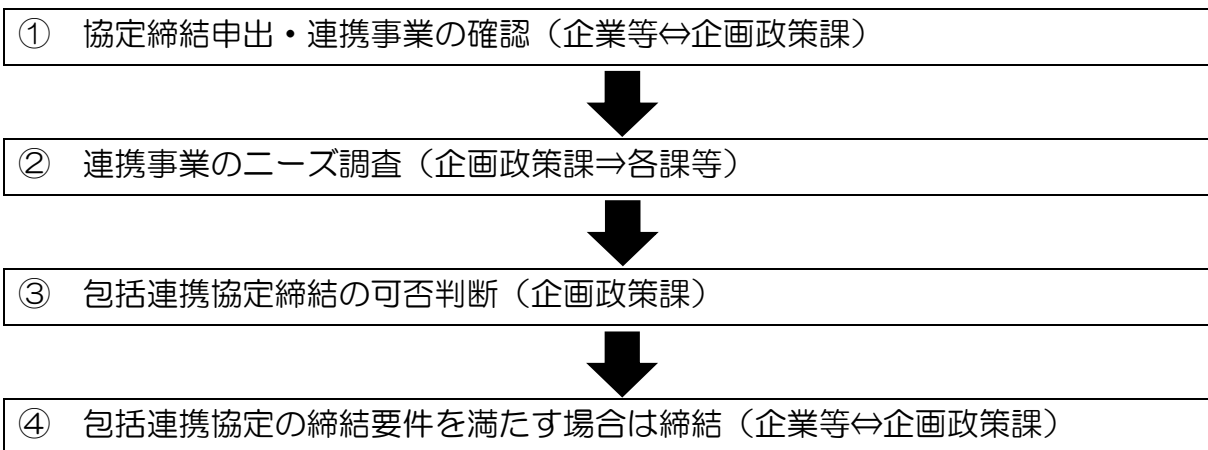
(7) 人権を侵害するおそれがないものであること

(8) 公序良俗に反しないものであること

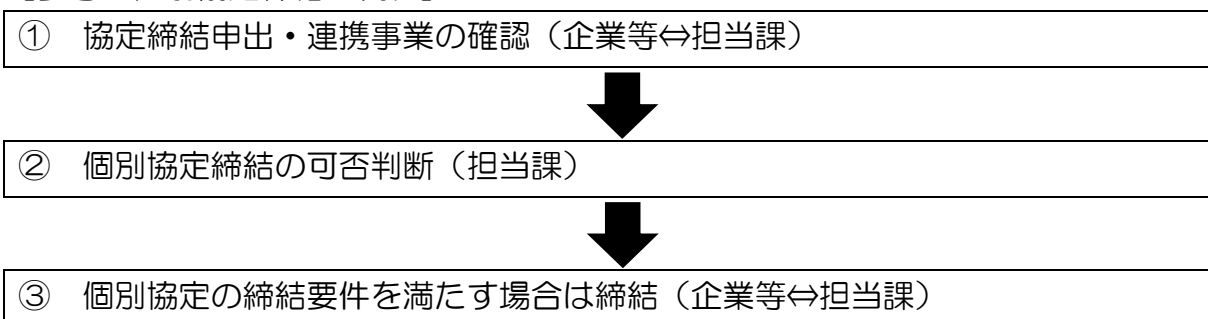
(9) その他、連携事業としてふさわしいものであること

5 包括連携協定の流れ

(1) 包括連携協定締結前



【参考：個別協定締結の流れ】



(2) 包括連携協定締結後

締結後、初めて事業を実施する際には、企業等、企画政策課及び担当課の3者で協議の上、実施するものとし、それ以降の実施については、企業等と担当課の2者で協議の上、行うものとする。

なお、市と企業等は継続して連携事業を実施するため、毎年度当初に個別定例会議を開催する。また、個別定例会議において、企業等は連携可能事業の一覧を企画政策課に提示する。

6 包括連携協定の有効期間

包括連携協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の30日前までに、市及び企業等のいずれかから更新しない旨の書面による申出がなければ、協定の有効期間を期間満了の日の翌日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

7 包括連携協定の解除

市又は企業等のいずれかが協定の解除を希望する場合は、解除予定の30日前までに書面により相手方に通知することにより、協定を解除できるものとし、双方は相手方に対して、協定の解除に対して損害の賠償を求めることはできないものとする。

なお、2か年度以上連携実績がない場合は、包括連携協定の解除を検討する。

附則

- 1 このガイドラインは、令和8年6月1日から施行する。